

計画作成年度	令和3年度
計画変更年度	令和5年度
計画主体	島田市

島田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	島田市 産業観光部 農林整備課
所在地	島田市中心1番1号
電話番号	0547-36-7165
FAX番号	0547-37-8200
メールアドレス	noubi@city.shimada.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ、カモシカ ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	静岡県島田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

① 農業被害

鳥獣の種類	被害の状況		
	被害品目	被害面積又は数量	被害金額
イノシシ	野菜	65a	3,482千円
	稲	97a	1,262千円
	茶	43a	350千円
	果樹	4a	234千円
	たけのこ	28a	416千円
	小計	237a	小計 5,744千円
サル	野菜	2a	69千円
	小計	2a	小計 69千円
ニホンジカ カモシカ ※被害状況の分別が困難なため、一つのグループとして扱う	野菜	33a	1,754千円
	稲	64a	837千円
	茶	8a	68千円
	シイタケ	1a	15千円
	小計	106a	小計 2,674千円
ハクビシン等	野菜	3a	154千円
	小計	3a	小計 154千円
合計		348a	8,641千円

② 林業被害

鳥獣の種類	被害の現状				
	品目	被害数値			
		計画作成時 令和3年度	1年目 令和4年度	2年目 令和5年度	3年目 令和6年度
カモシカ ニホンジカ	スギ・ヒノキ	78.8a	76.2a	73.6a	71a

※林業被害金額は算出困難なため計上せず。

(2) 被害の傾向

・イノシシ

被害は各種農林産物の生育に合わせて、年間を通し多岐に亘って発生している。農作物の食害の他に、茶園の踏み荒らしや幼木の掘り起こし、法面の崩落等の被害が目立ち、被害件数、被害金額ともに他の鳥獣被害に比べて高い。令和元年度に豚熱が蔓延してからは、個体数が減少したことにより、被害は減少傾向にあった。しかしながら、免疫獲得率の上昇に伴い令和3年度に幼獣が多く捕獲されるようになったことから、今後は個体数の増加に伴う、被害の増加が危惧される。被害区域は中山間地が中心だが、市街地周辺での被害相談も多く寄せられており、農林作物以外への被害等も懸念される。

・サル

川根地区を中心に年間を通して被害が発生している。しかしながら、近年は金谷地区を始めとして、市内全域で出没するようになり、相談や農作物被害が増加している。被害の内容は、野菜類やシイタケの食害が多く、収穫が困難になっている。市街地周辺民家や通学路、車道での目撃・相談件数も増加しており、過去にはサルによる負傷事故が発生した経緯もあるため、対策が必要である。

・ニホンジカ

従来は川根地区を中心に林業被害（苗木の食害、樹皮剥ぎ被害等）が発生していたが、近年は個体数の増加とともに市内全域で被害が発生している。また、近年では市内全域の中山間地で農作物への被害も増加傾向にある。イノシシ同様に、個体数の増加に伴ったさらなる被害の拡大が懸念される。

・カモシカ

ニホンジカ同様、川根地区を中心に生息していたが、近年は市内全域で出没が報告され、生息域が拡大し被害も広範囲になっている。林業被害は依然として幼齢造林木の食害を中心に発生している。また、茶畑やシイタケ等を中心に農作物への被害も多く発生しており、今後もさらなる被害の増加・拡大が懸念される。また、令和3年度には電車との接触事故も発生しているほか、民家敷地内や道路上への出没も年々増加しており、市民生活への影響が懸念される。

・ハクビシン、タヌキ、アナグマ

近年、市内全域に中型鳥獣の出没が頻繁に確認され、生息域の拡大・個体数の増加が推測される。疥癬症等の感染病に罹患した個体に関する相談が多く寄せられており、農作物被害に限らず、人家等への生活被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

① 農業被害

指 標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	面積又は数量	金額	面積又は数量	金額
イノシシ	237a	5,744千円	173a	4,187千円
サル	2a	69千円	1a	51千円
ニホンジカ カモシカ	106a	2,674千円	77a	1,949千円
ハクビシン等	3a	154千円	2a	112千円
合計	348a	8,641千円	253a	6,299千円

※農業被害（サル）の現状値については、H30～R2（3年間）の平均値を計上

② 林業被害

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
	面積又は数量	面積又は数量
カモシカ ニホンジカ	78.8a	71a

※林業被害金額は算出困難なため計上せず。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に応じて、猟友会による被害防止目的の捕獲を実施 ・被害防止目的の捕獲に対する活動経費支援制度による捕獲者への支援^{※1}、箱わな及び囲いわな購入への助成^{※2} ・国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動事業の活用 ・貸出用捕獲わなの整備及び活用 箱わな16基・囲いわな7基 サル用箱わな2基・くくりわな2基（R3.12月現在） ・捕獲の担い手を継続的に確保するために、新規狩猟免許取得者への助成^{※3}（平成29年度～） ・カモシカについては、静岡県第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）に基づき、毎年度島田市カモシカ管理計画を作成し、県カモシカ管理検討会での審議を経て個体調整を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員等の捕獲担い手の高齢化や減少、また新規狩猟免許取得者の確保 ・捕獲わな（箱わな・囲いわな）、捕獲支援器材の充足の必要 ・ニホンジカ等林業被害鳥獣への捕獲圧の強化 ・周辺市町と連携した捕獲体制の確立
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等設置及び捕獲わな購入に対する市による助成^{※2} ・農業者へのリーフレットの配布などにより、効果的な防護柵の設置方法、正しい使用方法について啓発、広報 ・センサーカメラ等を用いて加害獣の特定を図り、有効な防除対策を講じている 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域での団体による防護柵設置等の対策を推進しているが、補助金申請の多くは、個人での実施にとどまり、広域的な対策に至っていない。 ・荒廃農地や藪等の刈り払い、防護柵設置など鳥獣が農作物や人家に近寄り難くする対策の必要性を啓発しているが、荒廃農地や放置竹林は増加傾向にある。 ・野生動物に対する誤った知識や、防除についての知識不足による誤った防除対策が多く見られる。
生息環境管理その他の取組		

※1：島田市有害鳥獣等捕獲等報償金交付要綱

※2：島田市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付要綱

※3：島田市狩猟免許取得補助金交付要綱

(5) 今後の取組方針

深刻化する鳥獣被害対策の推進を図るため、令和元年度に「島田市鳥獣被害対策実施隊」を設置。実施隊の役割として、被害地域への被害防除対策の指導助言等を主な役割とし、防護柵等設置による『被害防除』、集落環境診断・整備による『生息環境管理』、引き続き猟友会を中心とした捕獲による『個体数調整』の3つの被害防止対策を推進していく。また、地域ぐるみでこの問題に対処し、自らの地を自ら守れる地域づくりの支援を行うため、被害対策の地域勉強会を開催するなど、意識啓発および自衛力の向上を図る。これらの取組により農業被害の軽減目標として、1ヵ年ごとに10%減を目指す。

カモシカについては、保護と被害防止の両立のため、引き続き被害状況を調査し、防除対策のみでは被害防止が図れない場合、「静岡県第二種特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）」に基づき、個体調整を実施する。また、ニホンジカについては、県が実施する『管理捕獲』との連携を図り、被害の軽減を図る。これらの取組により林業被害の軽減目標として10%減を目指す。

○被害状況を把握する

- ・ 農業者への鳥獣被害アンケート調査の実施と被害防止対策への活用

○鳥獣の習性について理解を深める

- ・ 被害地域住民参加の地域勉強会や講演会の開催
- ・ 啓発リーフレットの配布

○地域の取り組みを支援する

- ・ 地域懇談会の開催などによる地域を主体とした取り組みへの合意形成
- ・ 地域住民が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり
- ・ 地域内の放任果樹の撤去や緩衝帯整備
- ・ 地域住民による捕獲活動へのサポート体制の推進

○荒廃農地等、鳥獣が好む環境の減少を図る

- ・ 荒廃農地の解消促進、放置竹林や藪等の伐採促進等の生息環境管理支援
- ・ 市の竹破砕機貸出制度の更なる活用（市で竹破砕機1台所有）

○効果的な電気柵、防護柵の設置

- ・ 広域的な防護柵等設置
- ・ 正しい防護柵設置の指導

○猟友会等との連携

- ・ 鳥獣の出没情報や被害情報の共有
- ・ 被害防止目的の捕獲に対する報償金制度による捕獲者への支援
- ・ 猟友会の後継者育成への支援
- ・ 箱わな等の貸与

○島田市鳥獣被害防止対策協議会

- ・ 鳥獣被害防止総合対策事業による捕獲団体への捕獲活動費の支援
- ・ 被害防止目的の捕獲活動に必要な通信機器の貸与
- ・ 関係機関による効果的な被害防止対策の情報共有

○近隣市町との連携強化

- ・ 「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」への参加

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会等との連携を密にし、広域的かつ迅速な捕獲ができるように、体制を強化する。
- ・ 捕獲実施は対象区域等を考慮し、土地勘がある志太猟友会島田支所、榛原郡猟友会金谷分会、川根町分会等が中心になって行う。
- ・ 捕獲担い手確保のために、被害農家自身によるわな免許の取得、捕獲等の支援を猟友会と共に推進する。
- ・ わなの見回り・餌付けなど、狩猟免許を持たずとも出来る捕獲支援活動について地域住民で構成されるサポート体制の推進。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 ～令和6年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止目的の捕獲に対する活動経費支援制度による、捕獲者への支援。 ・ 農業者自らのわな免許取得の必要性の啓発。 ・ 狩猟免許試験や事前講習会開催について広報活動を推進し、免許取得の促進、捕獲の担い手の育成、確保を支援する。 ・ ハクビシン等の中型獣類について、被害発生地の状況を勘案しながら、猟友会による被害防止目的の捕獲を推進する。 ・ 捕獲ICT技術についての情報収集を行い、関係団体等と調査研究する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画に定められた被害防止目的の捕獲に関する事項を遵守し、適正な捕獲を実施する。</p> <p>近年の捕獲実績と被害状況を考慮して捕獲計画数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。</p> <p>カモシカの捕獲については、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）、静岡県カモシカ管理実施計画及び、島田市カモシカ管理計画に基づき年度ごとに捕獲数と地区を定め、捕獲を実施しているため、本計画には記載しない。</p>	
イノシシ	<p>捕獲実績（狩猟による捕獲は含まない）は、平成29年度458頭、30年度468頭、令和元年度594頭と年々増加していたが、令和2年度は豚熱の影響から個体数が減少し、捕獲頭数は136頭であった。しかしながら、令和3年度になり幼獣の捕獲頭数が増加傾向にあることから、今後は個体数の増加が予想される。このことから、引き続き捕獲を推進することとし、捕獲数を600頭と設定する。</p>

サル	平成20年度以降、川根地区を中心に20～30頭の群れが目撃され、近年では農作物の深刻な被害が報告されている。また、平成28年度には相賀地区にて、はぐれザルによる人身被害が発生し、市内全域で目撃情報がある。平成29年度1頭、30年度7頭、令和元年度4頭、令和2年度には10頭捕獲され、捕獲数は増加傾向にある。目撃情報や被害相談の状況からも加害個体数の増加が予想されることから、引き続き捕獲を推進することとし、捕獲数を30頭と設定する。
ニホンジカ	被害防止目的の捕獲の実績は、平成29年度15頭、30年度26頭、令和元年度49頭、令和2年度には64頭捕獲され、年々捕獲数が増加している。静岡県による令和4年度ニホンジカ生息密度調査においても生息密度は上昇しており、近年では、中山間地を中心に市内全域で目撃や被害が報告され、今後もニホンジカの生息数の増加が懸念される。このことから、県の管理捕獲と連携し、被害防止目的の捕獲を推進し、捕獲数を160頭と設定する。
ハクビシン タヌキ アナグマ	近年、農家や猟友会等から被害や目撃情報が寄せられ、猟友会による被害防止目的の捕獲実績も増加傾向にある。今後、個体数の増加や被害の拡大も考えられるため、猟友会や農業者による捕獲を実施し、捕獲数をハクビシン60頭、タヌキ60頭、アナグマ60頭と設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	600	600	600
サル	30	30	30
ニホンジカ	120	160	160
ハクビシン	60	60	60
タヌキ	50	60	60
アナグマ	20	60	60

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市内一円で銃及びわなによる捕獲を実施する。 ・イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等狩猟鳥獣については、基本的には狩猟期間を除いて被害防止目的の捕獲許可により捕獲を実施する。ただし、鳥獣保護区等の狩猟による捕獲が制限されている区域については、被害状況を確認の上、狩猟期間においても、被害防止目的の捕獲許可により捕獲を実施する。 ・非狩猟鳥獣のサルについては、被害状況を確認の上、必要に応じて年間を通し被害防止目的の捕獲許可により捕獲を実施する。 ・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>現時点では原則行わない。 緊急的な状況において、必要性がある場合のみ実施隊員によるライフル銃を用いた捕獲を検討する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
島田市	イノシシ、サル、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ サル ニホンジカ カモシカ ハクビシン タヌキ アナグマ	<p>有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等</p> <p style="text-align: right;">150,000㎡</p>	<p>有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等</p> <p style="text-align: right;">150,000㎡</p>	<p>有害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止区域を把握し、必要な整備を推進する。 市単独補助事業、電気柵・防獣害フェンス・トタン柵等</p> <p style="text-align: right;">150,000㎡</p>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

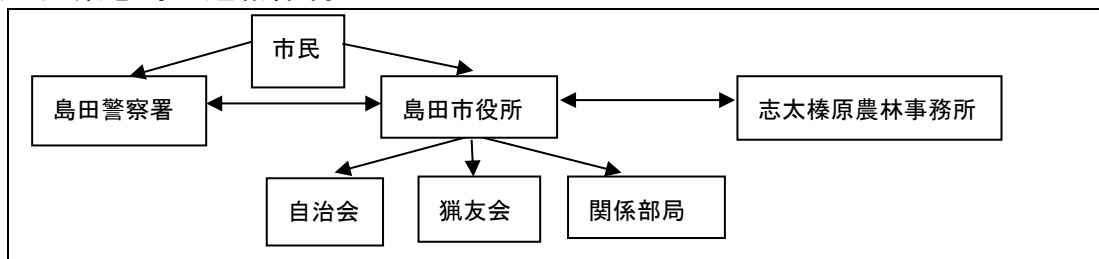
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～令和6年度	イノシシ サル ニホンジカ カモシカ ハクビシン タヌキ アナグマ	被害防止目的の捕獲に対する活動経費支援制度により、捕獲者を支援する。(狩猟免許の取得費用や被害防止目的の捕獲実務に対する経費に充ててもらうため) また、被害地域において鳥獣被害対策勉強会を実施し、被害軽減に対する地域の意識高揚を図り、地域住民自らが主体となって被害防止活動に取り組む体制づくり、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指す。 ・侵入防止柵の適切な設置と維持管理についての指導 ・荒廃農地や放置竹林の解消、里山等の周辺整備 ・市の竹破碎機貸出制度の更なる活用(市で竹破碎機1台所有) ・放任果樹や食物残さの撤去 ・集落住民によるサルの追い払い

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島田市	市民からの通報に基づき、現場状況の確認 各関係機関への連絡・調整等
島田警察署	市民からの通報に基づき、現場状況の確認、安全の確保
静岡県志太榛原農林事務所	現場状況を確認し、各関係機関等の連絡、対応協議
猟友会	現場への出動、対象鳥獣の追払いや捕獲等
地元自治会	市民への情報提供、注意喚起、また、必要に応じて避難誘導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、自家消費、埋設または焼却による処分を原則とするが、学術研究または関係法令等を遵守した上で利活用する場合はこの限りではない。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

現段階では具体的な計画等は設けていないが、継続して他市町の活用事例等の情報収集を行っていく。

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	島田市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
島田市農林整備課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整
島田市農業委員会	農地パトロール、有害鳥獣被害情報の提供
大井川農業協同組合	対象地域の巡回、技術指導、情報提供
志太猟友会島田支所 榛原郡猟友会金谷分会 榛原郡猟友会川根分会	有害鳥獣関連情報提供及び被害防止目的の捕獲の実施
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務
森林組合おおいがわ	有害鳥獣被害調査の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣関連の情報提供や被害防止技術の情報提供並びに助言・指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和元年度に島田市鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は、志太猟友会島田支所、榛原郡猟友会金谷分会・川根町分会から推薦された会員及び島田市職員。隊員数は、全員で20名以内とする。活動内容は、有害鳥獣被害パトロール、被害地区への講習会や説明会の開催、生息状況調査、対象鳥獣の捕獲等の被害防止対策に関すること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用して、自治会や各種団体などの積極的な参加を促し、地域ぐるみの取り組みを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--